

板橋区家庭福祉員保育サービス推進事業補助金交付要綱

平成28年11月2日区長決定

平成30年11月26日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、0歳児保育などを地域の実情に応じて推進するため、取組を行う家庭福祉員に対して、取組の費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、保育サービスの質の向上を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 この補助金は板橋区が認定する家庭福祉員（ベビールームにおいて保育を行う家庭福祉員を含む）が行う家庭福祉員事業（以下「事業」という。）を対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、家庭福祉員が特別区民税及び軽自動車税を滞納していた場合は、補助金の交付対象としない。

(補助対象経費)

第3条 この補助金の交付対象となる経費は、事業の運営費とする。

(補助額算定方法)

第4条 この補助金は、別表1に掲げる加算項目ごとに、同表に示す算定方法により算定した額の合計額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）とする。

(交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする家庭福祉員は、交付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、子ども家庭部長が別に定める期日までに区長に提出しなければならない。

2 申請する家庭福祉員が次のいずれかに該当する場合は、当該領収書の写し若しくは納税証明書又は非課税証明書（いずれも直近のもの。領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て）を添付するものとする。

（1） 交付申請書（別記第1号様式）において、区税納付状況調査に関する同意が得られない場合

（2） 区外からの転入者で、転入前の自治体において課税されている場合

(交付の決定等)

第6条 区長は、前条の規定に基づく申請を受けたときは、その内容について審査のうえ、可否について決定し、交付決定通知書（別記第2号様式）により、家庭福祉員に通知するものとする。

(交付の変更申請)

第 7 条 交付決定を受けた家庭福祉員は、この補助金の交付申請の内容を変更する場合は、変更交付申請書（別記第 3 号様式）に必要な書類を添えて、速やかに区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定に基づく申請を受けたときは、その内容について審査し、適正であると認めるときは変更交付決定通知書（別記第 4 号様式）により、適正でないと認めるときは、変更非認定通知書（別記第 5 号様式）により家庭福祉員に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第 8 条 区長は、第 6 条による交付決定又は第 7 条第 2 項による変更交付決定を行った場合は、家庭福祉員から家庭福祉員保育サービス推進事業補助金請求書（別記第 6 号様式）及び必要な書類を徴し、支払うものとする。

(承認事項)

第 9 条 家庭福祉員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、第 1 号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき

(事故報告等)

第 10 条 家庭福祉員は、補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由その他必要な事項を書面により区長に報告しなければならない。

2 区長は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、速やかに交付決定者に適切な処理を行うよう指示することができる。

(状況報告)

第 11 条 区長は、必要があると認めるときは、家庭福祉員に事業の遂行状況を報告させることができる。

(遂行命令等)

第 12 条 区長は、第 10 条第 1 項及び前条の規定による報告、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、家庭福祉員に対し、補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って当該補助事業を遂行すべきことを命じることができる。

2 区長は、交付決定者が前項の規定による命令に違反したときは、家庭福祉員に対し、当該補助事業の一時停止を命じることができる。

(事業実績報告)

第13条 家庭福祉員は、事業が完了したときは、保育サービス推進事業補助金実績報告書(別記第7号様式)に必要な書類を添えて、子ども家庭部長が別に定める期日までに区長に提出しなければならない。

2 家庭福祉員は、補助金と補助対象事業に係る会計書類及び事業の実施状況を明らかにした書類(別表2に掲げる保管様式を含む。)を整備し、これを当該補助対象事業の属する会計年度終了後5年間保管しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 区長は、前条により実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、保育サービス推進事業補助金確定通知書(別記第8号様式)により通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 区長は、家庭福祉員の行う事業が、その交付決定の内容及び補助要件等に適合していないと認めるときは、家庭福祉員に対し、事業に適合させるための措置をとるべきことを命じることができる。

(交付決定の取消し)

第16条 区長は、交付の決定の後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、既に経過した期間に行った事業に係る部分については、この限りでない。

2 区長は、家庭福祉員が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。なお、第14条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(1) 対象となる事業を中止したとき。

(2) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を第3条に定める用途以外に使用したとき。

(4) その他この交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

(5) 交付決定内容が別表1に規定する加算項目の対象要件を満たしていないことが判明したとき。

(6) 交付決定者が第2条第2項に該当するに至ったとき。

(7) 交付決定者が第13条に規定する子ども家庭部長が別に定める期日までに実績報告書を提出しなかったとき。

(8) 交付決定者が行う財務情報等の公表の内容が、実績報告書の内容と齟齬を生じているとき。

(補助金の返還)

第 17 条 区長は、第 16 条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 区長は、第 14 条の規定により家庭福祉員に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第 18 条 家庭福祉員は、第 16 条の規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取り消され、補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の受領額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金(100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 家庭福祉員は、補助金の返還を命じられたにもかかわらず、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じその未納額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金(100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(延滞金の計算)

第 19 条 前条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第 20 条 区長は、家庭福祉員に対し、補助金の返還を命じ、家庭福祉員が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、交付決定者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(補助対象施設・事業の運営上の留意事項)

第 21 条 この補助金の交付を受ける家庭福祉員は、事業の運営に当たって、事業の運営に係る関係法令等に留意し、遵守しなければならない。

(財務情報等の公表)

第 22 条 家庭福祉員は、「保育士等キャリアアップ補助金等に係る財務情報等公表要領」(平成 27 年 9 月 24 日付 27 福保子保第 691 号)により、事業実施年度の施設運営に係る財務情報等を作成し、区長に提出するとともに、利用者及び当該施設の全ての職員に対し、

分かりやすい方法により公表しなければならない。

2 補助金の交付を受けた家庭福祉員が財務情報の作成、公表をしない場合、区長は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、第 16 条及び第 17 条の規定を準用する。

(施設に備える書類等)

第 23 条 家庭福祉員は、本補助金の交付申請、請求等に係る書類及び事業の実施状況を明らかにした書類(別表 2 に掲げる保管様式を含む。)を当該事業完了後 5 年間保管しなければならない。

(準用)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和 42 年東京都板橋区規則第 3 号)の定めるところによる。

(委任)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則(平成 30 年 11 月 26 日改正)

この要綱は、平成 30 年 11 月 26 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

別表1

1 特別保育事業等推進加算

加算項目		加算項目の対象	対象児童数	利用者 一人当たり	単価(円)	算定方法	補助対象施設・事業	
1	零歳児保育対策 実施かつ産休明け 保育	実施	零歳児保育対策実施施設・事業でかつ 産休明け保育実施施設・事業	毎月初日 零歳児在籍数	月額	13,930	単価×延べ零歳児在籍数	認可保育所 認定こども園 小規模保育事業 事業所内保育事業
		未実施	零歳児保育対策実施施設・事業でかつ 産休明け保育未実施施設・事業	毎月初日 零歳児在籍数	月額	7,150	単価×延べ零歳児在籍数	
3	4 延長保育事業	零歳児の延長保育	零歳児の1時間以上の延長保育事業を 実施している施設・事業	30分を超える 毎月平均利用 零歳児数	月額	17,200	単価×各月の平均対象児 児童数の合計	認可保育所 認定こども園 家庭的保育事業 小規模保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業
2時間・3時間延長		延長保育事業実施施設・事業のうち2時 間・3時間延長を実施している施設・事 業	1時間30分を超える毎月 平均利用児童数 (5「4時間以上延長」に 該当する児童を除く。)	月額	10,610	単価×各月の平均対象児 児童数の合計		
4時間以上延長		延長保育事業実施施設・事業のうち4時 間以上延長を実施している施設・事業	3時間30分を超える毎月 平均利用児童数	月額	11,060	単価×各月の平均対象児 児童数の合計		
6	病児・病後児保育事業		病児・病後児保育事業実施施設・事業 (体調不良児対応型を除く。)	延べ 利用児童数	件数払い	6,800	単価×延べ利用児童数	認可保育所 認定こども園 小規模保育事業(A型、B型のみ) 事業所内保育事業
7	休日保育		休日保育実施施設・事業	延べ 利用児童数	件数払い	4,160	単価×延べ利用児童数	認可保育所 認定こども園 小規模保育事業(A型、B型) 事業所内保育事業 居宅訪問型保育事業
8	一時預かり事業・ 定期利用保育事 業	4時間未満	一時預かり事業実施施設・事業 定期利用保育事業実施施設・事業	延べ 利用児童数	件数払い	1,460	単価×延べ利用児童数	認可保育所 認定こども園 家庭的保育事業 小規模保育事業 事業所内保育事業
9		4時間以上	一時預かり事業実施施設・事業 定期利用保育事業実施施設・事業	延べ 利用児童数	件数払い	2,920	単価×延べ利用児童数	
10	障害児保育	特児対象	障害児保育実施施設・事業(特別児童 扶養手当支給対象児を受入れ)	毎月初日 対象児童数	月額	45,000	単価×延べ対象児童数	認可保育所 認定こども園 家庭的保育事業 小規模保育事業 事業所内保育事業
11		その他(知的)	障害児保育実施施設・事業(その他の障 害児のうち、知的障害児を受入れ)	毎月初日 対象児童数	月額	38,000	単価×延べ対象児童数	
12		その他(身体)	障害児保育実施施設・事業(その他の障 害児のうち、身体障害児を受入れ)	毎月初日 対象児童数	月額	31,000	単価×延べ対象児童数	
13	分園設置		分園を設置している施設・事業	毎月初日 分園在籍 児童数	月額	4,520	単価×延べ在籍児童数 (分園)	認可保育所 認定こども園
14	アレルギー児対応		アレルギー児対応として、医師の指示書 に基づき、除去食・代替食を実施してい る施設・事業	毎月初日 対象児童数	月額	22,000	単価×延べ対象児童数	認可保育所 認定こども園 家庭的保育事業 小規模保育事業 事業所内保育事業
15	夜間保育		夜間保育実施施設・事業	毎月初日 在籍児童数	月額	4,070	単価×延べ在籍児童数	認可保育所 認定こども園 小規模保育事業(A型、B型) 事業所内保育事業 居宅訪問型保育事業
16	零歳児保育	(市部・小規模)	「市部において零歳児保育を実施してい る定員60人以下の施設・事業」又は「零 歳児保育を実施している定員60人以下 の事業」 (加算対象事業1又は2実施施設・事業 は除く)	毎月初日 零歳児在籍数	月額	4,770	単価×延べ零歳児在籍数	認可保育所 認定こども園 家庭的保育事業 小規模保育事業 事業所内保育事業
17	育児困難家庭への支援		育児困難家庭の児童を受け入れ、関係 機関と連携して当該家庭を支援する施 設・事業	毎月初日 対象児童数	月額	30,000	単価×延べ対象児童数	認可保育所 認定こども園 家庭的保育事業 小規模保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業
18	外国人児童受入れ		両親、父又は母が外国人である児童を 受け入れ、当該家庭の言語・習慣・食事 等に特別な対応を行う施設・事業	毎月初日 対象児童数	月額	9,000	単価×延べ対象児童数	認可保育所 認定こども園 家庭的保育事業 小規模保育事業 事業所内保育事業
19	年末年始保育		12/29～1/3のうち2日以上開所する施 設・事業	12/29～1/3の延べ利用 児童数	件数払い	9,800	単価×延べ対象児童数	認可保育所 認定こども園 小規模型保育事業(A型、B型) 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業

(1) 4時間以上延長を実施している施設・事業において、1時間30分超3時間30分以下の延長保育を利用した児童については、2時間・3時間延長の対象児童として4により算定する。

(2) 町村部において零歳児保育特別対策事業を実施している施設・事業については、産休明け保育実施の場合は1、未実施の場合は17により算定する。

(3) 町村部における延長保育事業については、2時間以上延長を実施している場合4又は5により算定し、4又は5に該当しない児童で15分以上の延長保育を利用した児童については18により算定する。

別表2 地域子育て支援推進加算

加算項目		加算項目の対象		基準 (実施回数等)	年額(円)	補助対象施設・事業		
1	次世代育成支援	小中高生の育児体験受入れ	小中高生の職場体験、育児体験等を受入れを実施している施設・事業	年10日以上	600,000	認可保育所、 認定こども園、 小規模保育事業		
2	育児不安の軽減	保育所等体験	地域の子育て家庭が、在園児とともに保育所等の生活を体験する取組を実施している施設・事業	年5回又は延べ10人以上	300,000			
				年10回又は延べ20人以上	600,000			
3		出産を迎える親の体験学習	出産前後の親の体験学習を実施している施設・事業	年3回又は延べ6人以上	300,000			
				年6回又は延べ12人以上	600,000			
4	保育人材の確保・育成	保育拠点活動支援	基本分	保育士・看護師・栄養士等の実習生(学生)や研修生(他法人の新設保育所職員等)を職場に受け入れ指導・育成し、学校等に報告を行う取組を実施している施設・事業	年3人以上		400,000	
				年6人以上	800,000			
			加算分	(ア)	基本分の一般の研修・実習に加え、保育所等体験、出産を迎える親の体験学習、一時預かり事業又は定期利用保育事業に係る研修・実習を実施している施設・事業		基本分年3人以上	50,000
					基本分年6人以上		100,000	
				(イ)	基本分の一般の研修・実習に加え、病児・病後児保育に係る研修・実習を実施している施設・事業		基本分年3人以上	50,000
						基本分年6人以上	100,000	

別表3 第三者評価受審費加算

加算項目	算定基準		上限額(円)	補助対象施設・事業
第三者評価受審費	(1)	補助対象期間が属する年度に、公道価格の第三者評価受審加算を受けている場合	450,000	認可保育所 認定こども園
		補助対象期間において、施設が評価機関に支払った額から15万円を差し引いた額。ただし、右記金額を上限とする。		
	(2)	(1)以外の場合	600,000	
		補助対象期間において福祉サービス第三者評価の受審及び公表を行い、施設が評価機関に支払った額。ただし、右記金額を上限とする。		

(補足) 事業所内保育事業の請求できるケース

(例 A市が申請者の場合)

○→A市が申請できる部分 ×→A市が申請できない部分

○(84/100)→A市が申請できる部分(算定方法に84/100を算定)

			A市にある事業所内保育事業				B市にある事業所内保育事業
			地域枠で利用する児童	従業員枠で利用する児童		事業所内保育事業を利用していない児童	従業員枠で利用する児童
			A市居住	B市居住	A市居住		
			①	②	③	④	⑤
1	零歳児保育対策実施 かつ産休明け保育	実施	○	○(84/100)	×	×	○(84/100)
2		未実施					
3	延長保育事業	零歳児の延長保育					
4		2時間・3時間延長	○	○	○	×	×
5		4時間以上延長					
6	病児・病後児保育事業		○	○	○	○	×
7	休日保育		○	○	○	○他サービス利用者 (2, 3号認定)	×
8	一時預かり事業・定期利用保育事業	4時間未満	×	×	×	○	×
9		4時間以上					
10	障害児保育	特児対象					
11		その他(知的)	○	○(84/100)	×	×	○(84/100)
12		その他(身体)					
13	分園設置						
14	アレルギー児対応		○	○(84/100)	×	×	○(84/100)
15	夜間保育		○	○(84/100)	×	×	○(84/100)
16	零歳児保育	市部・小規模	○	○(84/100)	×	×	○(84/100)
17		町村部					
18	延長保育事業(町村部)		○	○	○	×	×
19	育児困難家庭への支援		○	○(84/100)	×	×	○(84/100)
20	外国人児童受入れ		○	○(84/100)	×	×	○(84/100)
21	年末年始保育		○	○(84/100)	○	○他サービス利用者 (2, 3号認定)	×

(補足 A市に所在する事業所がA市に請求する場合)

○→A市に申請できる部分 ×→A市に申請できない部分

○(84/100)→A市が申請できる部分(算定方法に84/100を

				A市にある事業所内保育事業			
				地域枠で利用する児童	従業員枠で利用する児童		事業所内保育事業を利用していない児童
				A市居住		B市居住	
				①	②	③	④
1	零歳児保育対策実施 かつ産休明け保育	実施	居住地区市町村	○	○(84/100)	×	×
2		未実施					
3	延長保育事業	零歳児の延長保育	所在地区市町村	○	○	○	×
4		2時間・3時間延長		○	○	○	×
5		4時間以上延長		○	○	○	×
6	病児・病後児保育事業		所在地区市町村	○	○	○	○
7	休日保育			○	○	○	○他サービス利用者 (2, 3号認定)
8	一時預かり事業・定期 利用保育事業	4時間未満	所在地区市町村	×	×	×	○
9		4時間以上		×	×	×	○
10	障害児保育	特児対象	居住地区市町村	○	○(84/100)	×	×
11		その他(知的)		○	○(84/100)	×	×
12		その他(身体)		○	○(84/100)	×	×
13	分園設置						
14	アレルギー児対応		居住地区市町村	○	○(84/100)	×	×
15	夜間保育			○	○(84/100)	×	×
16	零歳児保育	市部・小規模		○	○(84/100)	×	×
17		町村部	○	○(84/100)	×	×	
18	延長保育事業(町村部)		所在地区市町村	○	○	○	×
19	育児困難家庭への支援		居住地区市町村	○	○(84/100)	×	×
20	外国人児童受入れ			○	○(84/100)	×	×
21	年末年始保育		所在地区市町村	○	○(84/100)	○	○他サービス利用者 (2, 3号認定)

算定)

施設に備える書類一覧

	保管様式	保管様式に添付する書類	
特別 保育 事業 等 推 進 加 算	零歳児保育対策	在籍児童名簿(各月別)	
	延長保育事業	保管様式1	日々の記録(誰が何時まで利用したかがわかるもの)
	病児・病後児保育事業	保管様式2	日々の利用児童名簿
	休日保育	保管様式3	日々の利用児童名簿
	一時預かり事業・定期利用保育事業	保管様式4	日々の記録(誰が何時から何時まで利用したかがわかるもの)
	障害児保育	保管様式5	該当する児童ごとに、 区市町村からの認定通知書等 又は障害の程度や日常生活レベルなどを記載した 手帳・医師の診断書等の写し
	分園設置	分園の在籍児童名簿(各月別)	
	アレルギー児対応	保管様式6	該当する児童ごとに、 医師の診断書(指示書)の写し及び 除去・代替食メニューの記録
	夜間保育	在籍児童名簿(各月別)	
	育児困難家庭への支援	連携記録	関係機関とのケース会議の記録や保育所における 対応の記録
	外国人児童受入れ	保管様式7	該当する児童ごとに、具体的留意事項をまとめたもの
年末年始保育	利用児童名簿	年末年始保育実施の広報チラシ及び実施記録	
地 域 子 育 て 支 援 推 進 加 算	小中高生の育児体験受入れ	保管様式8	学校からの依頼文(日程・体験者氏名を記載したもの)及び生徒を受入れた実績が分かるもの(体験した生徒の感想文・日誌等)
	保育所等体験	保管様式9	実施回ごとに日時・内容を記載した実施記録、広報、写真など
	出産を迎える親の体験学習	保管様式9	実施回ごとに日時・内容記載した実施記録、広報、写真など
	保育拠点活動支援	保管様式10	実習生の通う学校や所属する事業者等からの依頼文及び実習生を受入れた実績がわかるもの
第三者評価受審費加算		評価機関との契約書・領収書	

<休日保育>

○保育サービス推進事業の”補助対象” ※公定価格の休日保育加算対象児童＝加算の算定に用いる「年間の延べ利用子ども数」に含まれる児童

利用者区分	利用人数												合計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
① 公定価格の休日保育加算対象児童 ＝保育サービス推進事業の対象児童														

○保育サービス推進事業の”補助対象外”（※年末年始は、下記「年末年始保育」で対象となる。）

② 公定価格の休日保育加算対象外児童 (保育所の自主事業・区市町村の単独事業の 対象児童) ※保育サービス推進事業の対象外														
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

12月29日～1月3日は、
”年末年始保育”として申請可能

<年末年始保育>

年末年始12/29～12/31、1/1～1/3のうち2日以上開所し、かつ、広く地域に広報した場合に対象となる。
注：休日保育を実施する保育所が、年末年始に”保育を必要とする児童”を保育した場合、休日保育にカウントする。

開所日 (※2日以上の開所が必須)			
12/29	12/30	12/31	1/1
			1/2
			1/3

②・③のうち、 12/29～12/31の利用児童数				②・③のうち、 1/1～1/3の利用児童数				合計
12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3			
12月計			1月計					

保管様式5-①

障害児保育＜特別児童扶養手当対象児童＞

年度

各月初日に在籍している障害児について該当欄に○を記入する。

注：認定日又は診断を受けた日が1日以外の場合は、翌月から加算対象となる。＜例＞6月10日に診断を受ける ⇒ 7月から加算対象となる。

＜特児＞ 特別児童扶養手当対象児童(身体)の場合：障害級別1級から3級程度、知的の場合：愛の手帳判定基準1度(最重度)から3度(中度)程度

番号	氏名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	証明書の種類(該当に✓をつける)
														<input type="checkbox"/> 区市町村からの認定通知書
														<input type="checkbox"/> 区市町村からの認定通知書
														<input type="checkbox"/> 区市町村からの認定通知書
														<input type="checkbox"/> 区市町村からの認定通知書
														<input type="checkbox"/> 区市町村からの認定通知書
														<input type="checkbox"/> 区市町村からの認定通知書
														<input type="checkbox"/> 区市町村からの認定通知書
														<input type="checkbox"/> 区市町村からの認定通知書
														<input type="checkbox"/> 区市町村からの認定通知書
														<input type="checkbox"/> 区市町村からの認定通知書
														<input type="checkbox"/> 区市町村からの認定通知書
月別在籍児童数														

＜注意＞

- 認定通知書に「特別児童扶養手当対象児童」の記載がない場合、次のいずれかの場合、類が必要
 - ① 愛の手帳(1度から3度程度)の写し
 - ② 身体障害者手帳(1級から3級程度)の写し
 - ③ 上記①、②に該当することが記載された診断書等
 - ④ その他、区市町村が「特別児童扶養手当対象児童」と認めた書類

合計人数	人
実習の加算内容	ア イ

加算項目	基準	番号	実習生氏名・所属	実施内容 ※実習期間が前期・後期など複数回の場合は②③に追記	実施期間		実習の加算内容 ※実施した場合のみ片方又は両方を選択	加算内容の実施期間						
					月	日		月	日	月	日	月	日	
保育拠点活動支援	年3人以上・年6人以上	1	実習生氏名	オリエンテーション ※1人1回のみ	ア	月	日	ア「保育所等体験」、「出産を迎える親の体験学習」、「一時預かり事業」又は「定期利用保育事業」	月	日	月	日		
						月	日		月	日	月	日		
						月	日		月	日	月	日		
		2	実習生所属	オリエンテーション ※1人1回のみ	イ	月	日	イ「病児・病後児保育」	月	日	月	日	月	日
						月	日		月	日	月	日		
						月	日		月	日	月	日		
保育人材の確保・育成	年3人以上・年6人以上	1	実習生氏名	オリエンテーション ※1人1回のみ	ア	月	日	ア「保育所等体験」、「出産を迎える親の体験学習」、「一時預かり事業」又は「定期利用保育事業」	月	日	月	日		
						月	日		月	日	月	日		
						月	日		月	日	月	日		
		2	実習生所属	オリエンテーション ※1人1回のみ	イ	月	日	イ「病児・病後児保育」	月	日	月	日	月	日
						月	日		月	日	月	日		
						月	日		月	日	月	日		

別記第1号様式(第5条関係)

年 月 日

(宛先) 板 橋 区 長

(申請者) 住所 _____

氏名 _____

年度板橋区家庭福祉員保育サービス推進事業補助金に係る交付申請書

板橋区家庭福祉員保育サービス推進事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 申請額 金 _____ 円
- 2 年度板橋区家庭福祉員保育サービス推進事業 所要額調書 (別紙1)
- 3 年度板橋区家庭福祉員保育サービス推進事業 事業計画書 (別紙2)
- 4 収支予算書
- 5 区税納付状況調査に関する同意

補助金交付に係る審査にあたり、区が保有する私の区税の納付状況を確認することに同意します。

※ 同意しない場合、区外に居住している場合又は転入前の自治体において課税されている場合は、下記の □ に ✓ を記入してください。

同意しない □

転入前の自治体において課税されている □

追加添付書類…住民税 (課税されている方は軽自動車税も) の領収書の写し又は納税証明書。非課税の場合は非課税証明書

※ いずれも直近のもの (領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て)

年度板橋区家庭福祉員保育サービス推進事業 所要額調書

家庭福祉員名 _____

(_____ ベビールーム)

加算項目 実施月	1	2	2	4	算定額計 (円)	補助所要額 (円) ※千円未満切り捨て
	0歳児 保育 (人)	アレルギー児 対応 (人)	育児困難 家庭への 支援 (人)	外国人 児童 受入れ (人)		
児童数	4月					
	5月					
	6月					
	7月					
	8月					
	9月					
	10月					
	11月					
	12月					
	1月					
	2月					
	3月					
	計 (a)					
単価(円) (b)	4,770	22,000	30,000	9,000		
合計(円) (A=a×b)	①	②	③	④	⑤=①+②+③+④	⑥=⑤千円未満切捨

年度板橋区家庭福祉員保育サービス推進事業 事業計画書

1	施設種別		
2	家庭福祉員名		
3	住所	〒	—
4	施設所在地	〒	—
5	定員数(人)		
6	施設の運営方針		

年度板橋区家庭福祉員保育サービス推進事業 事業計画書

1	施設種別		
2	家庭福祉員名		
3	住所	〒	—
4	施設所在地	〒	—
5	定員数(人)		
6	施設の運営方針		

年度板橋区家庭福祉員保育サービス推進事業 事業計画書

1	施設種別		
2	家庭福祉員名	(ベビールーム)	
3	住所	〒 —	
4	施設所在地	〒 —	
5	定員数(人)	人 (うち、契約児童 人)	
6	施設の運営方針		

(参考様式)

年度板橋区家庭福祉員保育サービス推進事業 収支予算書抄本

(収入の部)

区分	金額	適用
補助金収入		年度板橋区家庭福祉員保育サービス推進事業補助金
収入の部 合計		※「支出の部」合計と同額

(支出の部)

区分	金額	適用
運営費		
支出の部		※「収入の部」合計と同額

年度板橋区家庭福祉員保育サービス推進事業補助金に関する予算書は上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

住所

氏名

(ベビールーム)

年 月 日

様

板橋区長

年度板橋区家庭福祉員保育サービス推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度板橋区家庭福祉員保育サービス推進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付又は不交付を決定したので通知します。

記

- 1 交付の可否 交付 ・ 不交付
- 2 交付決定額 金 円
- 3 不交付の理由

平成 年 月 日

(宛先) 板 橋 区 長

(申請者) 住所 _____

氏名 _____

年度板橋区家庭福祉員保育サービス推進事業補助金に係る変更申請書

板橋区家庭福祉員保育サービス推進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき交付決定を受けた 年度板橋区家庭福祉員保育サービス推進事業補助金について、その後の事業変更により、下記のとおり交付額を変更いたしたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更申請額 金 _____ 円
うち、交付決定済額 _____ 円
今回追加額 _____ 円
- 2 年度板橋区家庭福祉員保育サービス推進事業 所要額変更調書 (別紙1)
- 3 年度板橋区家庭福祉員保育サービス推進事業 事業計画書 (別紙2)
- 4 収支予算書

年度板橋区家庭福祉員保育サービス推進事業 所要額変更調書

家庭福祉員名 _____

(_____ ベビールーム)

加算項目 実施月	1	2	2	4	算定額計 (円)	補助所要額 (円) ※千円未満切り 捨て
	零歳児 保育 (人)	アレルギー児 対応 (人)	育児困難 家庭への 支援 (人)	外国人 児童 受入れ (人)		
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						
計 (a)						
単価(円) (b)	4,770	22,000	30,000	9,000		
合計(円) (A=a×b)	①	②	③	④	⑤=①+②+③+④	⑥=⑤千円未満切捨

A 補助所要額 (A=⑥)	B 交付決定済額	A-B 今回追加額

年度板橋区家庭福祉員保育サービス推進事業 事業計画書

1	施設種別		
2	家庭福祉員名		
3	住所	〒	—
4	施設所在地	〒	—
5	定員数(人)		
6	施設の運営方針		

年 月 日

様

板橋区長

年度板橋区家庭福祉員保育サービス推進事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度板橋区家庭福祉員保育サービス推進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付変更を決定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|--------|----------|----------|
| 1 | 交付変更額 | <u>金</u> | <u>円</u> |
| 2 | 既交付決定額 | <u>金</u> | <u>円</u> |
| 3 | 変更内容 | | |

変更申請のとおり

下記のとおり

別記第5号様式(第7条関係)

年 月 日

様

板橋区長

年度板橋区家庭福祉員保育サービス推進事業補助金変更非認定通知書

年 月 日付けの交付申請の変更については、認定要件に合致しないため、非認定としたので、通知します。

年 月 日

(宛先) 板 橋 区 長

(申請者) 住所 _____

氏名 _____

年度板橋区家庭福祉員保育サービス推進事業補助金請求書

板橋区家庭福祉員保育サービス推進事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 補助金請求額 金 _____ 円

2 振込先

振込先金融機関		_____ 銀行・信用金庫・信用組合					
振込口座	預金種別	普通 当座					
	口座番号	_____	_____	_____	_____	_____	_____
	フリガナ	_____					
	氏名	_____					

平成 年 月 日

板橋区長 あて

(申請者) 住所 _____

氏名 _____ 印

平成28年度板橋区家庭福祉員保育サービス推進事業補助金辞退届

板橋区家庭福祉員保育サービス推進事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、申請書を提出いたしましたが、交付要綱のとおり実施することが難しいため、辞退いたします。

記

1 補助金取消額 金 _____ 円

年 月 日

(宛先) 板 橋 区 長

(申請者) 住所 _____

氏名 _____

年度板橋区家庭福祉員保育サービス推進事業補助金に係る事業実績報告

板橋区家庭福祉員保育サービス推進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき交付決定を受けた 年度板橋区家庭福祉員保育サービス推進事業補助金について、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 精算額 金 _____ 円
- 2 年度板橋区家庭福祉員保育サービス推進事業 所要額清算書 (別紙1)
- 3 年度板橋区家庭福祉員保育サービス推進事業 事業実績報告書 (別紙2)
- 4 収支決算 (見込) 書

年度板橋区家庭福祉員保育サービス推進事業 所要額清算書

加算項目	対象	児童数(人)												単価(円) (b)	金額計(円) (a×b)		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			計(a)	
1	毎月初日 零歳児保育															4,770	
2	毎月初日 対象児童数															22,000	
3	毎月初日 対象児童数															30,000	
4	毎月初日 対象児童数															9,000	
合計(A)																	B 補助基本額

B 補助基本額	補助率	C 補助所要額 (B×補助率)	D 交付決定済額	E 確定額 (CとDを比較して少ない 方の額)	受入済額 (F)	差引過不足 (G=E-F)
	10/10					

年度板橋区家庭福祉員保育サービス推進事業 事業実績報告書

1	施設種別		
2	家庭福祉員名		
3	住所	〒	—
4	施設所在地	〒	—
5	定員数(人)		
6	補助事業の成果		

(参考様式)

年度板橋区家庭福祉員保育サービス推進事業 収支決算書抄本

(収入の部)

区分	金額	適用
補助金収入		年度板橋区家庭福祉員保育サービス推進事業補助金
その他収入		保育料収入、補助金収入
収入の部 合計		※「支出の部 合計」と同額

(支出の部)

区分	金額	適用
人件費		
事務費		
保育費		
支出の部		※「収入の部 合計」と同額

年度板橋区家庭福祉員保育サービス推進事業補助金に関する決算書は上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

住所

氏名

(_____ ベビールーム)

年 月 日

様

板橋区長

年度板橋区家庭福祉員保育サービス推進事業補助金交付額確定通知書

板橋区家庭福祉員保育サービス推進事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1	交付確定額	<u>金</u>	<u>円</u>
2	既支払額	<u>金</u>	<u>円</u>
3	清算額	<u>金</u>	<u>円</u>

※ 清算額がマイナスになる場合は、第17条の規定により区が定める期日までに精算額を返還することとする。